NPO法人のみなさまへ

仙台市

法人の設立等届出及び法人市民税の 申告・納付についてのご案内

特定非営利活動法人(NPO法人)は、事業内容にかかわらず、法人市民税の届出及び申告・納付が必要です。

- ※NPO法人の所轄庁担当課(仙台市市民協働推進課)に対して行う法人設立・ 運営に関する申請・届出とは別に、法人市民税担当課(仙台市市民税企画課) に対して届出及び申告・納付を行う必要があります。
- ※宮城県にも別に届出等が必要です。詳しくは、管轄の県税事務所にお問い合わせください。

届出

次の場合には、**事実発生の日から30日以内**に**市民税企画課に対して**届出を行ってください。

手続きが必要なとき	届出書類	
・仙台市内に新たに法人を設立し、市内に事 務所等を設置したとき		
・仙台市外に本店(主たる事務所)のある法人 が、仙台市内に初めて事務所等を設置した とき	法人等設立(設置)届出書	
■すでに「法人等設立(設置)届出書」を市 民税企画課へ提出済の場合		
・名称の変更や事務所所在地の異動・廃止等、 届出内容に変更があったとき	法人等異動届出書	
・収益事業を開始(廃止)したとき		

※届出書様式は、別添をご覧ください。 また、仙台市ホームページからも様式をダウンロードできます。 https://www.city.sendai.jp/shinsesho/download/bunyabetsu/shize/shiminze/index.html

申告•納付

◇収益事業を行っていない場合◇

毎年4月30日までに「市民税の均等割申告書」により申告を行い、申告した税額を納付してください。

- ※税額は、事務所・事業所のある区ごとに50,000円となります。
- ※市民税企画課に届出をされている場合には、申告時期が近くなりましたら、申告書をお送りします。様式は仙台市ホームページからもダウンロードできます(前頁下段)。
- ※収益事業を行わないNPO法人については、法人市民税の減免制度が適用 される場合があります(申請期限は毎年4月30日まで)。詳しくは、市民 税企画課法人課税係にお問い合わせください。

◇収益事業を行っている場合◇

事業年度終了の日から2か月以内に、「法人市民税確定申告書」により申告を 行い、申告した税額を納付してください。

- ※市民税企画課に届出をされている場合には、申告時期が近くなりましたら、申告書をお送りします。様式は仙台市ホームページからもダウンロードできます(前頁下段)。
- ※法人市民税の減免制度の適用はありません。

◆収益事業とは◆

法人税法施行令第5条に規定されている事業を言います(注)。 現在行っている事業が「収益事業」に該当するかどうかについては、主たる事 務所の所在地を管轄する税務署にご確認ください。

(注)特定非営利活動促進法でいう「特定非営利活動」であっても収益事業に該当する場合があります。

くお問い合わせ>

仙台市市民税企画課法人課税係

〒980-8671 仙台市青葉区二日町 1番 1号(仙台市役所北庁舎 4階)

Tel: 022-214-1102

9

法人等設立	(設置)届	出書		
受付印	本店	=		
	所 在 地	電話()	_	
	(フリガナ)			
A	法人名			
令和 年 月 日	(フリガナ)			
(あて先) 仙 台 市 長	代表者 氏名印			
次のとおり届出します。	代表者住所	電話 ()	_	
	送 付 先	=		
	(連絡先)	電話(_	
1 設立登記年月日	明・大・	昭・平・令 年 月 目	1	
	名 称	所 在 地	設置年月日	
	(仙音	計市における主たる事務所等)		
2 仙 台 市 に お け る		区		
事務所等の名称、	上記以外の市内の事務所等			
所 在 地 、 設 置 年 月 日		区		
		区		
3 事 業 年 度	1	月日から月日	まで	
4 資本金又は出資金の額				
5 主たる事業種目				
6 仙台市以外の事務所等		□ 有(県外・県内) □ 無		
7 法人税の申告期限の 延長の処分		□ 有(カ月) □ 無		
	□有□無	連結事業年度 月 日 ~	月 日	
8 連結納税の承認	道 連結親法人 所在			
9 一般社団法人・ 一般財団法人である場合	□ 崔	序通法人 □ 公益法人等(非営利雪	型法人)	
10 公益法人等である場合	□ 4	双益事業を行う □ 収益事業を行わない		
そ の 他				
11 ()				
12 関 与 税 理 士		電話() -	(
1. 定款の写し 添付書類 2. 履歴事項全部	証明書(商業登記簿謄	本)の写し 管	理番号	

3. その他()) ※仙台市内を本店とする法人を設立した場合、または仙台市外を本店とする法人が仙台市内に新たに事務所等を設けた場合に、必要事項を記載し30日以内に届け出てください。

この届出書の提出先・お問い合わせ先は、<u>仙台市 財政局 市民税企画課 法人課税係</u>です。

仙台市 財政局 市民税企画課 法人課税係 TEL:022-214-1102 〒980-8671 仙台市青葉区二日町1番1号(仙台市役所北庁舎4階)

法人等設立	(設置)届出	書 法人番号 7 3 7	記載例 (NPO法人用)
受付印	本 店 ' '		
	所在地		フ 261-1111
登記・定款の内容に従って	(フリガナ) トクテイ	アニュー (0227)	
記載してください。	法 人 名 特定非		
令和 5 年 1 月 14 日	(フリガナ) センダイ	イチロウ	
(あて先) 仙 台 市 長	代 表 者 氏 名 印 仙台	一郎	
次のとおり届出します。	代表者住所 仙台市	80-8701 青葉区上杉1丁目5番1号 電話()	_
	送 付 先 (連 絡 先)	電話()	
	 明・大・昭・		月 15 日
	名称	所 在 地	設置年月日
│ 仙台市内にある全ての事務 │ 所・事業所を記載してください。			
2 仙 台 市 に お け る	人 本部	☑ 国分町3−7−1	4 • 12 • 15
事務所等の名称、	 上記以外の市内の事務	 所等	
所 在 地 、 設 置 年 月 日	宮城野事業所 宮城野	区 五輪2丁目12-35	4 • 12 • 15
		X	
3 事 業 年 度	4 月	1 日から 3 月	31 日 まで
4 資本金又は出資金の額		0 円	
5 主たる事業種目		まちづくりの推進に関する活	動
6 仙台市以外の事務所等		亰(県外・県内)	
7 法人税の申告期限の 延長の処分		す(カ月) ☑ 無	
	□有 無	連結事業年度 月	日 ~ 月 日
8 連結納税の承認 9 記載不要です。	連結親法人 (所在地)		
9 一般社団法人・ 一般財団法人である場合	□普通法	去人 □ 公益法人等	(非営利型法人)
10 公益法人等である場合	☑ 収益事	事業を行う □ 収益事業を	行わない
	内容について、収益事業1 こ税務署に確認してくださ		
12 関 与 税 理 士		定款と商業登記簿謄本: (どちらも写しで構いませ	
(1) 定款の写し 添付書類 (2) 履歴事項全部 3. その他(証明書(商業登記簿謄本)((1)

※仙台市内を本店とする法人を設立した場合,または仙台市外を本店とする法人が仙台市内に新たに事務所等を設けた場合に、必要事項を記載し30日以内に届け出てください。

//	``	去人 等	異 動	」届	出	書	法人	番号					
L L L	付印 /		本	店	₹								
			所 在					電話	()	_	-	
令	和年	月 日	(フリガ	ナ)									
(ま	って先) 仙 台	市 長	法 人	名									
次	のとおり届出	します。	(フリガ 代 表 氏 名	者	***************************************								
	事 由			異 動	前			異	動	後		異動年 (登記年	
届出事項	□ 資本金又に	所在地 追加 □廃止) は出資金の額										(•	•)
項等の異動	□ 代表者・f □ 事業年度 □ 申告期限 □ 送付先(i □ その他((※2) の延長 連絡先))											
		移転後の旧る] 廃止	: <u></u> 年		П -		/T:		П	
	※2 事業□ 合併	羊年度変更後	合併法		:	平	月	日 ~		年	月	日	
合併	年	被合併法人:											
併 •	□ 分割	月 日	分割承継法人:										
分 割	年	月 日	分割法人:										
ы	※ 仙台市	うちょう			分割承紹	継法人)	に	□引き	継ぐ		引き継	がない	
		□開始□□						月	日	\sim	月	日	
連結	届出法人が連結納税を行う		□最初	の事業年	F度		年	月	日	~	年	月	日
結納	田山伝八が壁	i 出法人か連結納税を付り		の事業年	F度		年	月	日	~	年	月	日
税	連結親法人	(名称・所在地	月)										
車	□ 解散(破風 年 □ 清算結了	産) 月 日	清算人	住所					æ-	- 1. /	`		
事業の	年	月 日	(管財人)	氏名					电	話()		
廃止等	□ 休業	月 日から	連絡先	住所氏名					電	話()	_	
等	休業に至	る理由等											
₹	その他事項												
関	男 与税理士							電記	活()		_	
(届出	添付書類 内容に応じた 類を添付)	□ 履歴事項: □ 事業年度: □ 連結納税	変更に係る定	≧款・議	事録の	写し	ロそ	の他(・分割	計画書	又は分割	J契約書 <i>₫</i>)写し)

※届出内容に異動が生じた場合に、必要事項を記載し30日以内に届け出てください。 管理番号

この届出書の提出先・お問い合わせ先は、<u>仙台市 財政局 市民税企画課 法人課税係</u>です。

仙台市 財政局 市民税企画課 法人課税係 TEL:022-214-1102 〒980-8671 仙台市青葉区二日町1番1号(仙台市役所北庁舎4階)

,,´ ',' ',' 受	法 人 等	¥ 異 動 届		法人番号 7 3 7	記 載 例(NPO法人用)			
		本店	〒 980- 仙台市青葉区	· 8 6 7 1 区国分町3丁目7番	双益事業を開始した場か。 			
		所 在 地		電話(022)26	1-1111			
令	和 5年 3月 14日	(フリガナ)	トクテイヒエィ	イリカツドウホウジン センク	ダイアオバ			
(\$	あて先) 仙 台 市 長	法人名		活動法人 せんだい青葉				
次	のとおり届出します。	(フリガナ) 代 表 者 氏 名 印	センダイ イョ 仙台 一郎	FUT				
	事由	異動	前	異動後	異動年月日 (登記年月日)			
	□ 法人名							
	□ 本店所在地(※1)	届出内容に変	声がなった)	R4 · 2 · 15			
届	□事務所等所在地	百日に 17 印ま			(• •)			
出事	(□移転 □追加 □廃止)	前・異動後の四						
項	□ 資本金又は出資金の智 □ 代表者・代表者住所	てください。		収益事業開始				
等の	□ 代表有・代表有任所 □ 事業年度(※2)			/				
異	□ 申告期限の延長							
動	□送付先(連絡先)							
	☑ その他(収益事業開始)							
	※1 本店移転後の旧	本店の状況	□廃止□] 継続				
	※2 事業年度変更後	の最初の事業年度	: 年	月日~	手 月 日			
	□ 合併	合併法人:						
合併	年 月 日	被合併法人:						
	□ 分割	分割 分割承継法人:						
分 割	年 月 日	分割法人:						
	※ 仙台市内の事務所	- 等を,合併法人((分割承継法人))に □ 引き継ぐ [] 引き継がない			
	連結納税の 🗆 開始 🗆	□ 廃止 連結事業	年度	月 日~	月 日			
連		□最初の事業年	 F度	年 月 日 ~	年 月 日			
結納	届出法人が連結納税を行う	□ 最後の事業年	<u></u> 手度	年 月 日 ~	年 月 日			
税	連結親法人(名称・所在は	地)						
	□ 解散(破産)	生						
事業	年 月 日 □ 清算結了 年 月 日	清算人 任		電話() –			
の	□休業	住所						
廃 止	年 月 日から	連絡先 氏名		電話() –			
等	() NIC > make an array I data							
	休業に至る理由等							
₹	その他事項	届出内容に	応じた必要書					
関	具 与税理士	類を添付して		電話()	-			
				<u>□</u> 合併契約書・分割計画書				
		E変更に係る定款・議 記・申告期限延長に係		☑ その他 (税務署への収 ② である (税務署への収	は益事業開始届の写し)			
※届出	出内容に異動が生じた場合に,	必要事項を記載し3	0日以内に届け出	出てください。 管理番号				

<仙台市の税務署管轄区域>

【主たる事務所・事業所の所在地が仙台市青葉区にある場合】

仙台	台北税務署 〒980-8402 仙台市青葉区上杉1丁目1番1号 電話番号:022-222-8121
あ	青葉町、赤坂 1~3 丁目、あけぼの町、旭ケ丘 1~4 丁目、愛子中央 1~6 丁目、愛子東 1~6 丁目、荒巻(字青葉、字三居沢を除く。)、荒巻神明町、荒巻中央、 荒巻本沢 1~3 丁目、芋沢、梅田町、大倉、小田原4~8 丁目、落合 1 ~6 丁目、折立 1~6 丁目
か	貝ケ森 1~6 丁目、花京院 1・2 丁目、柏木 1~3 丁目、春日町、上杉 1~6 丁目、上愛子、川平 1~5 丁目、 菊田町、北根黒松、北根 1~4 丁目、北山 1~3 丁目、木町通 1・2 丁目、 木町、国見 1~6 丁目、国見ケ 丘 1~7 丁目、熊ケ根、栗生 1~7 丁目、国分町 3 丁目、小松島 1~4 丁目、小松島新堤、郷六
5	鷺ケ森 1・2 丁目、作並、桜ケ丘 1~9 丁目、三条町、子平町、下愛子、昭和町、星陵町、西花苑 1・2 丁目
た	台原 1~7 丁目、台原森林公園、高野原 1~4 丁目、高松 1~3 丁目、滝道、千代田町、堤通雨宮町、堤町 1~3 丁目、角五郎 1·2 丁目、東照宮 1·2 丁目、通町 1·2 丁目
な	中江 1・2 丁目、中山 1~9 丁目、中山台 1~4 丁目、中山台西、中山吉成 1~3 丁目、新坂町、西勝山、錦ケ丘 1~9 丁目、錦町 1・2 丁目、新川、ニッカ
は	支倉町、八幡 1~7 丁目、葉山町、東勝山 1~3 丁目、広瀬町、福沢町、藤松、双葉ケ丘 1・2 丁目、二日町、本町 1~3 丁目
ま	水の森 1~4 丁目、南吉成 1~7 丁目、みやぎ台 1~5 丁目、宮町 1~5 丁目、向田、茂庭
ゃ	山手町、吉成1~3丁目、吉成台1-2丁目
6	臨済院
仙台	- 合中税務署 〒984-0015 仙台市若林区卸町3丁目8番5号 電話番号:022-783-7831
あ	青葉山、荒巻字青葉、荒巻字三居沢、一番町 1~4 丁目、五橋 1·2 丁目、大手町、大町 1·2 丁目、霊屋下
か	片平 1・2 丁目、花壇、川内(全)、北目町、国分町 1・2 丁目、米ケ袋 1~3 丁目
5	桜ケ岡公園
た	立町、中央 1~4 丁目、土樋 1 丁目

【主たる事務所・事業所の所在地が仙台市宮城野区にある場合】

仙台北税務署 〒980-8402 仙台市青葉区上杉 1 丁目 1 番 1 号 電話番号:022-222-8121 安養寺 1~3 丁目、岩切、岩切 1~3 丁目、岩切分台 1~3 丁目、大梶、小田原 1~3 丁目、小田原牛小屋 あ 丁、小田原金剛院丁、小田原清水沼通、小田原大行院丁、小田原広丁、小田原山本丁、小田原弓ノ町 花京院通、蟹沢、車町、小鶴、小鶴 1~3 丁目 か さ 幸町1~5丁目、清水沼1~3丁目、新田1~3丁目(仙台中税務署管内を除く。)、自由ケ丘、仙石 た 燕沢、燕沢1~3丁目、燕沢東1~3丁目、鶴ケ谷、鶴ケ谷1~8丁目、鶴ケ谷北1・2丁目、鶴ケ谷東1~4 丁目、鉄砲町中、鉄砲町西、鉄砲町東 な 名掛丁、二の森 は | 原町 4・5 丁目、東六番丁、東仙台 1~7 丁目 ま一枡江、松岡町、元寺小路 仙台中税務署 〒984-0015 仙台市若林区卸町3丁目8番5号 電話番号:022-783-7831 銀杏町、出花 1~3 丁目、扇町 1~7 丁目、岡田、岡田西町 あ 蒲生、蒲生1・2丁目、五輪1・2丁目 か さ 栄 1~5 丁目、白鳥 1・2 丁目、新田 3 丁目 9 番(5・6・8・12・16 号を除く。)・10~12 番・13 番(6・8・10・11・ 13・16 号を除く。)・15 番 51 号 ・18~21 番、新田 4・5 丁目、新田東 1~5 丁目、仙台港北 1・2 丁目 た - 高砂 1・2 丁目、高瀬町、田子、田子 1~3 丁目、田子西 1~3 丁目、館町 1・2 丁目、榴ケ岡、榴岡 1~5 丁 目、鶴巻 1・2 丁目、鉄砲町 な | 中野、中野 1~5 丁目、苦竹 1~4 丁目、西宮城野、二十人町、二十人町通 萩野町 1~4 丁目、原町 1~3 丁目、原町 6 丁目、原町苦竹、原町南目、東宮城野、日の出町 1~3 丁目、 は 福住町、福田町 1~4 丁目、 福田町南 1・2 丁目、福室、福室 1~7 丁目、平成 1・2 丁目 ま|港 1~5 丁目、南目館、宮城野 1~3 丁目、宮千代 1~3 丁目

【主たる事務所・事業所の所在地が仙台市若林区にある場合】

仙台中税務署 〒984-0015 仙台市若林区卸町3丁目8番5号 電話番号:022-783-7831

【主たる事務所・事業所の所在地が仙台市太白区にある場合】

仙台南税務署 〒982-8551 仙台市太白区柳生2丁目28番2号 電話番号:022-306-8001

【主たる事務所・事業所の所在地が仙台市泉区にある場合】

仙台北税務署 〒980-8402 仙台市青葉区上杉 1 丁目 1 番 1 号 電話番号:022-222-8121